

平成18年度錦ヶ丘老人いこいの家の管理運営に対する評価について

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会（多摩区登戸1763番地）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
(3) 業務の範囲	<p>1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること</p> <p>2 利用の許可に関する業務</p> <p>3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務</p> <p>4 施設等の維持管理に関する業務</p>

2 管理運営(事業執行)に対する評価

評価項目	平成18年度管理運営の状況	評価及び指導
(1) 管理業務の実施状況	<p>①管理運営の基本的事項</p> <p>高齢者の健康いきがいづくりの場、小地域福祉活動の実践の場、地域拠点の場となるよう管理運営を実施した。地区社会福祉協議会や町内会、民生委員児童委員協議会、住民の代表を中心とする運営委員会を組織し、事業の企画運営を行った。特に「錦ヶ丘ふれあい祭り」では、地域の協力により開催した。また、管理人は利用者が利用簿に記入する際などに声かけを行い、日常との変化はないか確認した。さらに、公平にサービスを提供するため、教養講座や団体利用の内容及び利用回数等について配慮し、教養講座の募集にあたっては公開掲示して新たな受講生の確保に努めた。</p> <p>②安全管理への取り組み</p> <p>管理人は普通救命講習・防犯対策講習に積極的に参加し、防火管理者の資格を取得し、防火意識を高めた。また、入浴については、血圧計を配備し、入浴時は利用者各自で測定し、平常時と異なる数値が出た場合は、入浴を控えていただくように指導した。また、入浴時は常時2名以上で入浴するよう指導し、身体的変化等が見られた場合に速やかに対応できるように心がけた。万が一、利用者が単独で入浴する場合は、管理人が隨時状況確認のために声かけをおこなった。さらに、年度末の研修会では、管理人全体で様々なケースの情報交換を行い、事故を発生させないように共通の意識を高めた。こども文化センターと合同で避難訓練を実施。</p>	<p>運営委員会を通じたニーズ把握及び地区社会福祉協議会との連携により、地域に根ざした施設として、概ね適切に管理運営がなされている。また、管理人による声かけや教養講座申込状況・団体貸出申込状況の公開など、高齢者の心身や公平なサービス提供にも充分な配慮がなされている。</p> <p>概ね適切な安全管理がなされている。高齢者の入浴の危険性を年頭に置いた取組みは評価できる。今後においては、既存の緊急電話連絡網を発展させて緊急時・災害時の対応マニュアルとなるよう指導していく。</p>

評価項目	平成18年度管理運営の状況	評価及び指導																
③運営に関する業務	教養の向上や心身の健康増進を図ることを目的に教養講座を実施し、また、利用者が自ら企画し、運営できるよう自主活動に対する支援を行った。教養講座の広報にあたっては、いこいの家内での掲示のほか、運営委員会委員による地域住民への周知を行った。また、いこいの家を使用して学習している団体の講師等も広報に努めた。入浴事業にあつては、残留塩素濃度をはかり、常に水質が適正になるよう努め、年に1回入浴水質の安全確保のために、川崎市衛生研究所へ検体を提出し、安全管理に努めた。	年度を通じて概ね順調に運営が行われている。また、入浴事業についても、公衆浴場として関係法令に従い、実施されている。今後においては、新たな利用者確保のためのさらなる教養講座等の広報の充実化が期待される。																
(2) 利用状況																		
①利用状況	<table border="1"> <tr><td>団体利用者数</td><td>3,661人</td></tr> <tr><td>個人利用者数</td><td>5,598人</td></tr> <tr><td>利用者数</td><td>9,259人</td></tr> <tr><td>入浴者数</td><td>286人</td></tr> </table>	団体利用者数	3,661人	個人利用者数	5,598人	利用者数	9,259人	入浴者数	286人	前年度の状況と比較し、利用状況はほぼ安定している。事業内容や広報を工夫するなどして、引き続き新規利用者の増加に努めることを望む。								
団体利用者数	3,661人																	
個人利用者数	5,598人																	
利用者数	9,259人																	
入浴者数	286人																	
②講座・行事の実施状況	<table border="1"> <tr><td>教養講座実施回数</td><td>58回</td></tr> <tr><td>教養講座参加人数</td><td>1,051人</td></tr> <tr><td>行事実施回数</td><td>3回</td></tr> </table>	教養講座実施回数	58回	教養講座参加人数	1,051人	行事実施回数	3回	教養講座・行事とも計画数に達しなかった。今後は事業計画書に基づいた魅力ある教養講座及び行事を実施するよう指導していく。										
教養講座実施回数	58回																	
教養講座参加人数	1,051人																	
行事実施回数	3回																	
(3) 収支状況																		
① 収支状況	<table border="1"> <tr><td>委託料</td><td>2,613,829円</td></tr> <tr><td>指定管理委託料</td><td>2,613,829円</td></tr> <tr><td>支出金額</td><td>2,539,637円</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>2,131,218円</td></tr> <tr><td>事務費</td><td>55,946円</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>228,005円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>124,468円</td></tr> <tr><td>収支差額</td><td>74,192円</td></tr> </table>	委託料	2,613,829円	指定管理委託料	2,613,829円	支出金額	2,539,637円	人件費	2,131,218円	事務費	55,946円	事業費	228,005円	消費税	124,468円	収支差額	74,192円	委託料の範囲内で適切な執行を行ったことは評価できる。今後ともサービスの質を維持しながら、適切な委託料の執行を望む。
委託料	2,613,829円																	
指定管理委託料	2,613,829円																	
支出金額	2,539,637円																	
人件費	2,131,218円																	
事務費	55,946円																	
事業費	228,005円																	
消費税	124,468円																	
収支差額	74,192円																	
(4) その他																		
① 利用者からの意見・要望等への対応	要綱を設置し、苦情受付担当者・苦情解決責任者の設置、さらに第三者委員を委嘱し、苦情受付体制を作っている。利用者(団体を含む)から寄せられた意見は管理人が集約した。また「ふれあいの手紙」をいこいの家に設置することによって、直接言えない意見等も把握するようにし、その内容を区社協や運営委員会で図ることにより意見の共有に努めた。 大きな苦情、意見、要望はなし。	利用者からの意見・要望等が出しやすいよう工夫されており、対応体制もしっかりしている。																
② 個人情報の保護	個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき、プライバシーポリシーをいこいの家に掲示及び周知した。また、職員は「川崎市社会福祉協議会職員倫理要領」により、職務上知り得た個人情報について秘密を守り、退職後も守秘義務を負うこととしている。名簿等の管理についても、それぞれの管理人室から持ち出さないようにし、名簿は利用者からは目に付かないように扱い、決まった収納場所にて管理している。	緊急時に備えて利用者の個人情報を保有しているが、方針に基づき、協定に従って適正な維持管理が行われている。今後とも個人情報保護の徹底を望む。																

3 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

平成18年度においては、指定管理業務を開始して1年目でありながら、概ね事業計画に沿った管理運営ができており、平成17年度までの運営を踏まえた上で、全体的に安定した管理運営がなされている。引き続き高齢者の健全ないこいの場として高齢者的心身の健康増進に寄与できるよう、さらに多くの高齢者に利用してもらえるように努めて欲しい。

4 来年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

- ・既存の緊急電話連絡網を発展させて緊急時・災害時のすべての対応を定めたマニュアルを作成すること。
- ・事業計画書に基づいて魅力ある教養講座及び行事を実施し、また、広報に努め、新たな利用者の確保に努めること。